

## 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における 被災学生及び入学予定者に対する授業料等の減免措置要項

### 在学生に対する取扱い

#### 1 授業料等減免措置の基準

本学の学生・大学院生で、『東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住して被災し、その家屋が損壊、焼失又は流失、あるいは学費支弁者が死亡等の被災者』(以下「被災者」という。)に対しては、授業料・教育充実費・実験実習料(以下「授業料等」という。)を減免する。

なお、現時点では次のとおりこれまでの基準を用いるものとする。

##### (1) 家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者

授業料等の平成 23 年度春学期分全額免除

##### (2) 家屋の半壊など(1)の程度に至らない被災者

授業料等の平成 23 年度春学期分半額免除

##### (3) 該当者の認定

当該学生・大学院生が、 に定める申請書類を平成 23 年 4 月 30 日までに、当該キャンパスの事務窓口(千里山キャンパスについては教務センター・専門職大学院事務グループ)へ提出し、学部長・研究科長が決定する。

##### (4) 適用期間

今回の措置は、平成 23 年度の春学期授業料等に対してのみ適用する。

### 2011(平成 23)年度春学期入学予定者に対する取扱い

#### 1 入学登録金及び入学初学期(春学期)授業料等の納入猶予

(1) 本学学部的一般入学試験【後期日程】及び大学入試センターを利用する入学試験【センター後期】に合格し、本学に 2011(平成 23)年度春学期入学を予定している者で、被災者に対しては、入学登録金の納入期日を平成 23 年 3 月 17 日から同年 3 月 24 日に変更し、その納入を猶予する。

(2) 本学学部・大学院への 2011(平成 23)年度入学予定者で、被災者に対しては、入学初学期(春学期)の授業料等の納入期日を平成 23 年 3 月 24 日から同年 5 月 31 日に変更し、その納入を猶予する。

(3) 上記(1)及び(2)の場合において、入試センターは、入学予定者に対し本学への入学の意思を確認するものとする。

#### 2 授業料等減免措置の基準

本学学部・大学院への 2011(平成 23)年度春学期入学予定者で、被災者に対しては、入学登録金及び授業料等を減免する。

なお、現時点では次のとおりこれまでの基準を用いるものとする。

- ( 1 ) 家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者
  - ア 2011 (平成 23) 年度入学試験合格者の入学登録金の全額免除
  - イ 2011 (平成 23) 年度入学初学期 (春学期) 授業料等の全額免除
  - ウ 入学検定料は返還しない。
- ( 2 ) 家屋の半壊など ( 1 ) の程度に至らない被災者
  - ア 2011 (平成 23) 年度入学試験合格者の入学登録金の全額免除
  - イ 2011 (平成 23) 年度入学初学期 (春学期) 授業料等の半額免除
  - ウ 入学検定料は返還しない。
- ( 3 ) 該当者の認定

学部入学試験、大学院入学試験とも、入学予定者が に定める申請書類を平成 23 年 3 月 31 日までに入試センターに提出し、入試センター所長が学長及び当該学部長・研究科長と協議のうえ、決定する。

なお、今回の被災により授業料等減免を申し出た入学予定者で、すでに入学登録金及び入学初学期 (春学期) の授業料等を納入した者については、これを返還する。
- ( 4 ) 適用期間

今回の措置は、2011 (平成 23) 年度入学初学期 (春学期) 授業料等に対してのみ適用する。

#### 申請書類

- 1 「被災者特別措置申請書」
- 2 証明書等
  - ( 1 ) 「罹災証明書」
  - ( 2 ) 学費支弁者の「死亡証明書」等、又はこのこと明らかにした書類 ( 「戸籍抄本」など公的機関によって証明された書類、あるいは「死亡診断書」など医師によって証明された書類 )
  - ( 3 ) 「診断書」 学費支弁者が被災により重症を負った場合 ( 医師が作成したもので傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたもの )
  - ( 4 ) その他必要と認める書類

#### その他

- 1 諸費についても同様に減免する。

以 上